

先進環境対応自動車導入促進費補助金 のご案内

(導入前申請 (トラック・乗用車))

愛知県では、自動車から排出される温室効果ガスの削減等を目的とし、事業者が電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)などを導入する経費の一部を補助します。

申請期限

2027年3月15日(月) 正午必着 (必ず車両導入前に申請)

[注意] 先着順・予算額に達し次第、締切前でも受付を終了します

補助対象者

- 営業用車両 (いわゆる緑(黒)ナンバーの車両) 旅客・貨物運送事業者
- 自家用車両 (いわゆる白(黄)ナンバーの車両) 中小企業等の事業者 (注)

(注) 中小企業信用保険法に規定された中小企業 (個人事業主を含む)

※上記の事業者へ貸し渡す目的で導入するリース事業者も対象です。

補助対象車両と補助額

2026年4月1日～2027年3月31日に愛知県内の事業所で登録する新車

対象車両	補助額
CNG (トラック)	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
優良HV (トラック)	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3
EV (乗用車★)	【3ナンバー車】 (A-200)×2,000円 【3ナンバー車以外】 A×1,000円 いずれも上限40万円 A: 一充電走行距離
EV (トラック★) ※車両総重量2.5t以下	一充電走行距離×1,000円 上限40万円
EV (トラック) ※車両総重量2.5t超	車両本体価格と通常車両価格との差額×2/9 上限277.9万円
PHV (トラック★)	20万円 (定額)
PHV (乗用車★)	10万円 (定額)

★自家用車両については、導入後申請になりますので、導入後申請のチラシをご覧ください。

申請の流れ



※登録の日付から30日後（必着）までに実績報告書の提出が必要です。

申請書の提出

申請書類等の様式は、以下のURLよりダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/car-subsidy.html>

先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱、取扱要領及び補助金申請の手引きを熟読し、申請書と必要書類をご用意のうえ、以下の提出先まで、郵送（レターパック・書留等）又は「**あいち電子申請・届出システム**」により申請してください。



【申請書提出先】

愛知県 環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1-2

【あいち電子申請・届出システム】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/donyumae-shinsei>

【問い合わせ先】

TEL 052-954-6217（平日 09:00～12:00,13:00～17:30）
※年末年始（12/29～1/3を除く）



注意事項

- ・**個人による購入（マイカー使用）は補助対象になりません。**
- ・2026年度内に車両登録・申請を行わない場合は補助対象になりません。
- ・車両の使用の本拠は、事務所（支店等を含む）の所在地に限ります。
- ・補助を受けた車両を所定の期間内に処分する場合、事前に県の承認が必要です。また、この場合、補助金の一部を返還していただきます。

自動車税の優遇について

愛知県内で登録を受けたEV、PHV、FCVの自動車税について、下記のとおり免除となります（県内登録の車両はすべて対象です）。

○対象となる自動車

2027年3月31日までに新車新規登録を受けたEV、PHV、FCV

○免除となる期間及び軽減額

新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年分を全額免除

<自動車税についてのお問合せ先>

車検証上の登録住所を管轄する県税事務所
（管轄及び電話番号は下記をご参照ください）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000049103.html>

